

お知らせ

大阪府の「道路幅員証明事務」が、3月31日で廃止されました。
今後の認可申請時には、これに代わる添付書類が必要です。

幅員証明書に代わる添付書類の取扱いについて

1. 写真

メジャー等で計った幅員の写真及び計画車両（同種以上の車両）をおいた写真

ただし、交通量が多く計測が不可能な道路については、通行している計画車両（同種以上の車両）を撮影した写真で結構です。

2. 宣誓書

別紙を参考にして下さい。

近畿運輸局長 殿

前面道路の状況書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち、自動車車庫の前面道路については、下記の内容に相違ないことを宣誓します。

平成 年 月 日

住所
名称
代表者名

印

記

前面道路に関する概要

道路の状況	自動車車庫の前面道路
道路の種類	国道・府県道・市町村道・私道
路線名	号線
道路の幅員	道路総幅員（路肩を含む） m 車道幅員 m
歩道の有無	有 ・ 無
交通量	多い ・ 少ない
一方通行指定の有無	有 ・ 無